

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の変更(九八五・市町村課).....	1
優良図書等の推奨(九八六・県民文化政策課).....	2
青少年に有害な図書類の指定(九八七・県民文化政策課).....	2
青少年に有害な興行の指定(九八八・県民文化政策課).....	3
都市計画の決定による送付図書の縦覧(九八九・都市計画課).....	4
都市計画の変更による送付図書の縦覧(九九三・都市計画課).....	4
道路区域の変更(九九四・道路課).....	4
道路の供用開始(九九五・九九六・道路課).....	5
過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の完了(九九七・道路課).....	5
公告	6
県営土地改良事業の換地処分(鹿角地域振興局農林部).....	6

告示

秋田県告示第九百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、潟上市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
潟上市昭和豊川槻木字面無 三一の二の一部、三一の二の一部、三一の四の一部、 三一の三、三三の二の一部、三三の二、三四から三六 まで、三七の一部、三八の一部及びこれらの区域 に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	潟上市昭和豊川槻木字 高野
潟上市昭和豊川槻木字鳥巻 二二の二の一部、二二の三の一部及びこれらの区 域に隣接する水路である公有地の全部	潟上市昭和豊川槻木字 鳥巻
潟上市昭和豊川槻木字正戸尻 一の二の一部	潟上市昭和豊川槻木字 正戸尻

道路、水路である公有地の全部 潟上市昭和豊川槻木字無 一の二の一部、一の二の一部、一の三、四の一の一部、四の二、四の三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	潟上市昭和豊川槻木字正戸尻
潟上市昭和豊川槻木字槻 二四の一、二五、三一、三二の一、三二の二、三三の一から三三の三まで、三三の四の一部、三三の五、三四の三、四八の二の一部、五〇の二の一部、五二の二の一部、五三の三、五四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに二六、二七、二九、三〇の一に隣接する水路である公有地の全部	潟上市昭和豊川槻木字蘭戸下 一九の一の一部
潟上市昭和豊川槻木字正戸尻 一の二の一部、六四の一の一部、六五の一の一部	潟上市昭和豊川槻木字蘭戸下
潟上市昭和豊川槻木字無 七の一の一部、九の一部、一〇、一三の五の一部、一六から一八まで、一九の一部、二四の二の一部、四三の一部、四五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	潟上市昭和豊川槻木字保龍田
潟上市昭和豊川槻木字荒屋 二六の一部、二七の二の一部、二八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに二七の一、二七の三に隣接する水路である公有地の全部	潟上市昭和豊川槻木字保龍田

二及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに一の二、四の一、四の二、二〇の二、二二、二二に隣接する道路、水路である公有地の全部

秋田県告示第九百八十六号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。
 平成十七年十一月二十二日

図書

秋田県知事 寺 田 典 城

推奨番号	図 書 名	発 行 所	推 奨 理 由
六	みんな本を読んで大きくなった	株式会社メディアパル	この本では青少年が知性と感性を磨くうえで読書の大切さを訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。

秋田県告示第九百八十七号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十七年十一月二十二日から施行する。
 平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
一〇三六四	漫画大家GOLD 12月号	株式会社双葉社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著

一〇三六五	プレイコミック No. 21	秋田書店	しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三六六	艶剣(enken) Vol. 12	株式会社海王社	同上
一〇三六七	レディース・コミック微熱 12月号	セブン新社	同上
一〇三六八	絶対恋愛Sweet(スウィート) 1月号	笠倉出版社	同上
一〇三六九	NPI! 12月号	株式会社白石書店	同上
一〇三七〇	パソコンパラダイス 12月号	株式会社メディアックス	同上
一〇三七一	裏モノJAPAN 12月号	鉄人社	同上
一〇三七二	漫画実話ナックルズ 12月号	ミリオン出版(株)	同上
一〇三七三	遊名人(YUMEIJIN) Vol. 5	有限会社アンチメディア	同上

秋田県告示第九百八十八号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十七年十一月二十二日から施行する。

平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺田 典 城

映画

指定番号	題 名	配 給 元	指 定 理 由
六三八七	インサイド・ディーブ・スロート	コムストック	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な
六三八八	秘密のかけら	ムービーアイエンタテインメント	同上
六三八九	悶絶ふたまた 流れ出る愛液	新東宝映画	同上

六三九〇	四十路の色気 ひとやかな官能	オーピー映画	育成を阻害するおそれがある。
六三九一	ノーパン家庭教師 痺れ下半身	新日本映像	同上
六三九二	肉屋と義母 うばうば!	"	同上
六三九三	未亡人女将 我慢できないの	オーピー映画	同上
六三九四	スウィート・スウィートバック	ミラクルヴォイス	同上
六三九五	優しい愛につつまれて	オーピー映画	同上
六三九六	新日本映像ニュース ノーパン家庭教師 痺れ下半身	新日本映像	同上
六三九七	新日本映像ニュース 肉屋と義母 うばうば!	"	同上
六三九八	SEXマシーン 卑猥な季節	新東宝映画	同上
六三九九	女サギ師 いんらん痴肉	オーピー映画	同上
六四〇〇	痴漢電車 エッチな痴女に御用心	"	同上
六四〇一	タブロイド	東北新社	同上
六四〇二	乱れ三姉妹 うねる萌え尻	オーピー映画	同上
六四〇三	五十路おばさん 助平ったらしい尻	新日本映像	同上
六四〇四	女子寮の好色親爺 屋根裏の覗き穴	"	同上
六四〇五	淫らな果実 もぎたて白衣	オーピー映画	同上
六四〇六	新日本映像ニュース 五十路おばさん 助平ったらしい尻	新日本映像	同上
六四〇七	新日本映像ニュース 女子寮の好色親爺 屋根裏の覗き穴	"	同上

道路の種類	旧新別	路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域						
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野下堤・元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城
一 縦覧に供すべき図書			秋田県知事 寺 田 典 城			
一 秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書						秋田県知事 寺 田 典 城

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

一般国道	新		旧	
	B	A	B	A
二百八十二号	鹿角市花輪字鉄砲二四番一 地先から十和田錦木字下野田三八番 二まで	鹿角市花輪字鉄砲二四番一 地先から十和田毛馬内字上陣場七四 番五地先まで	鹿角市花輪字鉄砲二四番一 地先から十和田毛馬内字上陣場七四 番五地先まで	鹿角市花輪字鉄砲二四番一 地先から十和田毛馬内字上陣場七四 番五地先まで
	鹿角市花輪字鉄砲二四番一 地先から十和田毛馬内字中陣場七八 番一まで	鹿角市花輪字鉄砲二四番一 地先から十和田毛馬内字上陣場七四 番五地先まで	鹿角市花輪字鉄砲二四番一 地先から十和田毛馬内字中陣場七八 番一まで	鹿角市花輪字鉄砲二四番一 地先から十和田毛馬内字中陣場七八 番一まで

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第九百九十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年十一月二十二日

一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	二百八十二号	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から鹿角市十和田毛馬内字中陣場七八番一まで

二 供用開始の期日 平成十七年十一月二十四日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第九百九十六号

市町村名	路線名(橋りょう名)	工事の種類	工事の完了した区間	工事の種類	工事の完了した日

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年十一月二十二日

一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百八号	由利本荘市鳥海町上川内字二ツ森二五番七地先から字田代二五番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年十一月二十二日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第九百九十七号
 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定による市町村道の工事を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第八条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

公 告

平成十七年九月二十八日県営土地改良事業（野口地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

湯 沢 市

菅生内線
 （銀河大橋）

湯沢市皆瀬字滑坂二番一から字下木積場五十一番三まで

橋梁整備

平成十七年十一月二十一日

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所 印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 082-8766000
 FAX 082-8766005
 E-mail: matsubara@natsubara.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄